

視能訓練士国家試験の出題基準見直し等について

1. 基本的な考え方

- (1) 視能訓練士国家試験は、視能訓練士法に基づき「視能訓練士として必要な知識及び技能について」行われる。ここでの「必要な知識及び技能」とは、医師の指示の下で患者に対して両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査並びに眼科検査を行うのに必要な基本的事項である。
- (2) 近年、視能訓練士を取り巻く環境の変化や医療の進歩に伴い、視能訓練士に必要とされる事項が増加・高度化している。このような状況の下で、国民の健康及び安全に直結した業務を行う医療関係職種としての資質の維持・向上を図るためには、視能訓練士として特に必要不可欠な基本的事項を領域毎に明確化した上で、国家試験としてこうした基本的事項の修得状況を確認する必要があると考えられる。

2. 改定内容

- (1) 出題基準の見直し
教育の現況や医療の進歩に合わせ、視能訓練士国家試験出題基準における項目の追加・削除を行う。
- (2) 「必修問題（仮称）」の導入見送り
視能訓練士国家試験においては、医療の一翼を担う視能訓練士にふさわしい最低限度の知識及び臨床能力を有しているかを判断した上で可否を判定すべきであるという観点から、「必修問題（仮称）」の導入を検討してきた。しかしながら、「必修問題（仮称）」を導入した場合、毎年一定の難易度を確保するための作問が困難であるなどの公平性の観点で懸念があり、当面の間、「必修問題（仮称）」の導入は見送る必要があるという結論にいたった。

3. 今後の取扱い

新しい出題基準については、令和9年(第57回)の視能訓練士国家試験から適用する。